

長久手市税の減免に関する規則

昭和52年8月1日

規則第5号

注 平成24年11月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市税条例（昭和37年長久手村条例第2号。以下「条例」という。）第51条、第71条、第89条、第90条及び附則第15条の3に規定する市民税、固定資産税及び軽自動車税並びに長久手市都市計画税条例（昭和40年長久手村条例第4号）第6条に規定する都市計画税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民税の減免)

第2条 条例第51条第1項の規定により、市長は、必要があると認めるときは市民税の納税義務者に対し、次に定めるところにより減免する。

(1) 条例第51条第1項の規定により、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる市民税の納税義務者に該当する場合において、その者に課する市民税からそれぞれ同表右欄に掲げる額を減免する。

条例第51条第1項第1号に該当する者	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき扶助を受ける者	当該扶助を受けることとなった日からその事由が消滅した日までの間に到来した納期限までに納付すべき納付額の合計額の全部
条例第51条第1項第2号に該当する者	長期療養を要する納税義務者（現に継続して6か月以上療養中の者又は療養を要すると認められる者）で、前年中における合計所得金額が135万円以下の者	当該事由が発生した日からその事由が消滅する日までその間に到来した納期限までに納付すべき納付額の合計額の全部
	賦課期日現在又は納期限に	到来する納期限に係る納付

<p>において障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中における総所得金額が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第2号に規定する額に6万円を加算した額以下の者</p>	<p>額の100分の50に相当する額</p>
<p>障害者又は疾病等（障害者に至らない程度の身体に障害のある者）の理由により納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で、前年中における総所得金額が地方税法第295条第1項第2号に規定する額に6万円を加算した額以下の者</p>	<p>到来する納期限に係る納付額の100分の50に相当する額</p>
<p>雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定によって、基本手当の受給資格を有する者で、前年中の合計所得金額が135万円以下の者</p>	<p>雇用保険金の支給期間内に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部</p>
<p>納税義務者が賦課期日以後において死亡した場合で、その者に課した又は課すべきであった市民税を相続により納税義務を承継した者で、当該納税義務者の合計</p>	<p>死亡した日以降に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部</p>

	所得金額が135万円以下のもの	
	前年中の合計所得金額が270万円以下で当該年中の合計所得金額が前年中の合計所得金額に比し、2分の1以下に減少すると認められる者	到来する納期限に係る納付額の100分の50に相当する額
条例第51条第1項第3号に該当する者	賦課期日現在において所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号の勤労学生である者	到来する納期限に係る納付額の合計額の全部
条例第51条第1項第4号に該当する者	公益社団法人又は公益財団法人（当該均等割額の算定期間中において収益事業を行っていない場合に限る）	当該法人に対して課する均等割額の全部
条例第51条第1項第5号に該当する者	地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体（当該均等割額の算定期間中において収益事業を行っていない場合に限る）	当該法人に対して課する均等割額の全部
条例第51条第1項第6号に該当する者	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第8条に規定する法人である政党又	当該政党又は政治団体に対して課する均等割額の全部

	は政治団体（当該均等割額の算定期間中において収益事業を行っていない場合に限る）	
条例第51条第1項第7号に該当する者	特定非営利活動法人促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（当該均等割額の算定期間中において収益事業を行っていない場合に限る）	当該法人に対して課する均等割額の全部
条例第51条第1項第8号に該当する者	災害により被害を受けた者で、障害者となった者	災害の日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及びその翌年度）において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額（特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月分以内の月割額）の10分の9
	災害により被害を受けた者で、自己（その者の控除対象配偶者及び扶養親族を含	前年中における総所得金額等が500万円以下のもの

<p>む。以下同じ。)が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について生</p>		<p>た日以後到来する2以内の納期に係る納付額(特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月分以内の月割額)の2分の1</p>
<p>じた損害金額(保険金、損害補償金等により補てんされる金額を除く。以下同じ。)が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満の者</p>	<p>前年中における総所得金額等が500万円を超え750万円以下のもの</p>	<p>災害の日の属する年度(その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合において、当該災害が発生した日の属する年度及び翌年度)において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額(特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月以内の月割額)の4分の1</p>
	<p>前年中における総所得金額等が750万円を超え1000万円以下のもの</p>	<p>災害の日の属する年度(その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額(特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の</p>

		翌月以降6月以内の月割額 の8分の1
災害により被害を受けた者で、自己が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について生じた損害金額が、その住宅又は家財の価格の2分の1以上の者	前年中における総所得金額等が500万円以下のもの	災害の日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及び翌年度）において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額（特別徴収に係るもの）にあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月以内の月割額）の全部
	前年中における総所得金額等が500万円を超え750万円以下のもの	災害の日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及び翌年度）において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額（特別徴収に係るもの）にあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月以内の月割額）の2分の1

		前年中における総所得金額等が750万円を超え1000万円以下のもの	災害の日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合において、当該災害が発生した日の属する年度及び翌年度）において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額（特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月以内の月割額）の4分の1
--	--	-----------------------------------	---

(2) 同一人が前号の表の左欄条例第51条第1項第8号に該当する者の区分に応じ、同表中欄の2以上に該当する場合においては、減免額が最も多いものにのみ該当するものとし、当該規定を適用する。

(3) 第1号の表の左欄条例第51条第1項第8号に該当する者の区分及び前号の規定にかかわらず、市民税の納税義務者が災害により死亡した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及びその翌年度）において、当該災害が発生した日以後到来する納期に係る納付額（特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降の月割額）の全部を減免する。

(固定資産税の減免)

第3条 市長は必要があると認めるときは、固定資産税の納税義務者に対し、次に定めるところにより減免する。

(1) 条例第71条第1項第1号若しくは第2号又は同条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる固定資産の所有者に該当し、同表右欄に掲げる期日までに同条第

3項の規定による申請をした場合において、市長が必要があると認めるときに限り、その者に課する固定資産税からそれぞれ同表中欄に掲げる額を減免する。

固定資産税減免対象	減免する額	減免申請期日
生活保護法の規定に基づき扶助を受けることとなった者の所有する固定資産	当該事実が該当する事由が発生した日から当該事由が消滅する日までの間に到来する納期限に係る納付額の全部	減免事由発生以後に到来する最初の納期限の日
公益のため直接専用する固定資産（有料で使用させるものを除く。）	当該事実が該当する事由が発生した日から当該事由が消滅する日までの間に到来する納期限に係る納付額の全部	減免事由発生以後に到来する最初の納期限の日
相続税法（昭和25年法律第73号）の規定により物納された固定資産	所有権移転登記がなされた日以降に到来する納期限に係る納付額の全部	減免事由発生以後に到来する最初の納期限の日
その他市長が特に減免する必要があると認める固定資産	市長が必要と認める額	市長が指定する日

(2) 条例第71条第1項第3号の規定により、災害又は天候の不順（以下「災害等」という。）により著しく価値を減じた固定資産の所有者が、同条第3項の規定による申請をした場合において、市長が必要があると認めるときに限り、災害等の発生した日（以下「災害等の日」という。）の属する年度（その翌年度の賦課期日から当該賦課期の属する年度の末日までに災害等が発生した場合においては、当該災害等の日の属する年度及びその翌年度）において被害を受けた固定資産に課する固定資産税のうち当該災害等の日以後に到来する全ての納期限に係る納付額について、次の表の左欄に掲げる損害の程度に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる割合を乗じた額を減免する。

ア 土地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地面積の10分の8以上であるもの	免除
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10	10分の8

分の8未満であるもの	
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるもの	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるもの	10分の4

イ 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没その他これらに類する事由により家屋の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの	免除
主体構造部が著しく損傷し、大修理を必要とするもので、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたもの	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具その他これらに類するものに損傷を受け、居住又は使用の目的を著しく損じたもので、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたもの	10分の6
下壁、畳その他これらに類するものに損傷を受け、居住又は使用の目的を損じ、修理又は取替を必要とするもので、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたもの	10分の4

ウ 償却資産

損害の程度	軽減又は免除の割合
当該償却資産の価格の10分の8以上であるもの	免除
当該償却資産の価格の10分の6以上10分の8未満であるもの	10分の8
当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満であるもの	10分の6

当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満であるもの	10分の4
-------------------------------	-------

(3) 条例第71条第1項第4号の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整事業に係る土地のうち、次の表の左欄に掲げる土地の所有者が、同条第3項の規定による申請をした場合において、市長が必要があると認めるときに限り、その者に課する固定資産税からそれぞれ同表中欄に掲げる期間で、同表右欄に掲げる割合を減免する。

対象となる土地	免除期間	免除の割合
施行者から仮換地の指定がされず金銭をもって清算されるもの（使用している部分を除く。）	使用することができなくなった日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から	当該土地に係る当該年度分の税額の全部
施行者から指定された仮換地が使用することができないもの（従前の土地を自ら使用し、又は他人に使用させている場合を除く。）で、地方税法附則第19条の3による特例を受けるもの	特例を受ける期間	当該土地に係る当該年度分の特例後の税額から特例を適用しなかった場合の税額の10分の1を差し引いた額
施行者から指定された仮換地が使用することができないもの（従前の土地を自ら使用し、又は他人に使用させている場合を除く。）のうち、地方税法附則第29条の5による免除を受けるもの（ただし、固定資産税	固定資産税額の3分の2に相当する額に係る徴収金に係る納税義務を免除する期間	当該土地に係る当該年度分の税額の30分の7

<p>額の10分の9に相当する額に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けるものを除く。)</p>		
<p>上欄に示すもの以外で、施行者から指定された仮換地が使用することができないもののうち、使用収益が停止されるまでは農地として使用されていたもの（従前の土地を自ら使用し、又は他人に使用させている場合を除く。）</p>	<p>使用することができなくなつた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から使用することができるに至つた日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度までの期間（ただし、地方税法附則第29条の5による免除を受けるもので、固定資産税額の10分の9に相当する額に係る徴収金に係る納税義務の免除を受ける期間を除く。）</p>	<p>当該土地に係る当該年度分の税額の10分の9</p>

(都市計画税の減免)

第4条 長久手市都市計画税条例第2号に規定する納税義務者について、前条の規定に該当する場合は、同条の規定を準用する。

(軽自動車税の種別割の減免)

第5条 条例第89条に規定する軽自動車税の種別割の減免は、収益事業を行わない公益法人が公益のために直接専用する軽自動車等とする。

2 前項に規定する軽自動車等は、その用に供する公益法人の所有するものでなければならない。

3 減免する額は、当該軽自動車税の全部とする。

(身体障害者等の軽自動車税の種別割の減免)

第6条 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

のうち、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの及び戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2又は第1号の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するものとする。

2 条例第90条第1項第1号に規定する精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級に該当する障害を有するもの又は厚生労働大臣が定めるところによる療育手帳の交付を受けている者のうち重度の障害を有するものとする。

3 条例第90条第1項第1号に規定する当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する場合、別表第1に掲げる障害を有する者にあつては音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について4級から6級までの各級、心臓機能障害について4級、腎臓機能障害について4級、呼吸器機能障害について4級、ぼうこう又は直腸の機能障害について4級、呼吸器機能障害について4級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について4級、肝臓の機能障害について4級に該当する者以外のもの、別表第2に掲げる障害を有する者にあつては音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外のものとする。

4 条例第90条第1項に規定する軽自動車等は、愛知県県税条例（昭和25年愛知県条例第24号）第73条の規定により自動車税の減免を受けている者以外が所有する軽自動車等に限る。

5 減免する額は、当該軽自動車税の全部とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免)

第7条 条例附則第15条の3に規定する軽自動車税の環境性能割の減免は、次に定めるところにより行う。

減免の対象	減免の範囲	減免する税額
<p>天災その他特別の事情により滅失又は損壊した3輪以上の軽自動車に代わるものと認められる3輪以上の軽自動車の取得</p>	<p>「天災その他特別の事情により滅失又は損壊した」3輪以上の軽自動車とは、震災、風水害、落雷、火災、盗難、自己の責に帰さない交通事故その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により滅失若しくは損壊又は亡失（以下「滅失損壊」という。）をした3輪以上の軽自動車をいう。</p> <p>滅失損壊した3輪以上の軽自動車に代わるものと認められる3輪以上の軽自動車とは、災害のやんだ日から3月（当該災害が盗難の場合は、盗難にあった日から6月とする。）を経過する日までに取得された3輪以上の軽自動車をいう。</p>	<p>災害により滅失損壊した3輪以上の軽自動車の被災直前の通常の取得価額に相当する額に税率を乗じて得た額に相当する額（以下「被災時減免額」という。）とする。</p> <p>なお、盗難により亡失していた3輪以上の軽自動車が発見され、当該発見直後の通常の取得価額に相当する額が免税点を超える場合における減免する税額は、当該発見直後の通常の取得価額に相当する額に税率を乗じて得た額に相当する額を被災時減免額から控除して得た額に相当する額とする。</p>
<p>取得した3輪以上の軽自動車</p>	<p>申告納付期限から1月を経過する日までに、災害により滅失損壊した3輪以上の</p>	<p>災害により滅失損壊した3輪以上の軽自動車の取得価額に税率を乗じて得た額に</p>

<p>は損壊した場合における当該 3輪以上の軽自動車の取得</p>	<p>軽自動車であること。</p>	<p>相当する額（以下「取得時減免額」という。）とする。 なお、盗難により亡失していた3輪以上の軽自動車が発見され、当該発見直後の通常の取得価額に相当する額が免税点を超える場合の減免する税額は、当該発見直後の通常の取得価額に相当する額に税率を乗じて得た額に相当する額を取得時減免額から控除して得た額に相当する額とする。</p>
<p>身体障害があり、歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神障害若しくは知的障害があり、歩行が困難な者（以下「精神障害者等」という。）が、自ら運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得</p>	<p>「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、前条別表1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの及び戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の</p>	<p>次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。 (1) 当該3輪以上の軽自動車の取得に対する環境性能割の額 (2) 300万円に身体障害者又は精神障害者等が運転するための構造変更に必要な金額を加算した額に当該3輪以上の軽自動車の取得に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、</p>

規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、前条別表2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2又は第1号表の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するものとする。

「精神障害者等」とは、厚生労働大臣が定めるところによる療育手帳（愛護手帳）の交付を受けている者のうち重度の障害を有するもの（療育手帳の判定区分が「A」（愛護手帳にあつては障害の程度が「1度」若しくは「2度」又は療育判定が「A）」と記載されたもの）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関

これを切り上げる。）

	<p>する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級に該当する障害を有するものとする。</p>	
<p>身体障害者のうち特に著しい障害を有する者（以下「重度身体障害者」という。）又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該3輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。）における当該3輪以上の軽自動車の取得</p>	<p>「重度身体障害者」とは、前条別表1に掲げる障害を有する者については音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について4級から6級までの各級、心臓機能障害について4級、腎臓機能障害について4級、呼吸器機能障害について4級、ぼうこう又は直腸の機能障害について4級、小腸の機能障害について4級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について4級、肝臓の機能障害について4級に該当する者以外のもの、前条別表</p>	<p>次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 当該3輪以上の軽自動車の取得に対する環境性能割の額</p> <p>(2) 300万円に身体障害者又は精神障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額を加算した額に当該3輪以上の軽自動車の取得に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)</p>

	<p>2に掲げる障害を有する者 にあつては音声機能障害を 有する者及び障害の程度が 下肢不自由について第5項 症、第6項症及び第1款症 から第3款症までの各款 症、体幹不自由について第 5項症、第6項症及び第1 款症から第3款症までの各 款症に該当する者以外のも のとする。</p>	
<p>身体障害者又は精神障害者等 のみで構成される世帯の重度 身体障害者又は精神障害者等</p>		

<p>が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得</p>		
--	--	--

<p>構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる3輪以上の軽自動車の取得</p>		<p>次に掲げる3輪以上の軽自動車の取得に従い、それぞれに掲げる額を減免する。</p> <p>(1) 身体障害者専用の3輪以上の軽自動車の取得の場合 減免該当車に係る環境性能割の全額</p> <p>(2) 身体障害者の利用する3輪以上の軽自動車の場合 減免該当車の取得価額のうち、身体障害者の利用に供するための構造変更に要した金額に、当該減免該当車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額</p> <p>なお、「身体障害者の利用に供するための構造変更」については、減免該当車の取得価額のうち、車椅子の固定装置又は運転装置等の特別仕様又は構造変更に必要な金額をそれぞれ算出するものであるが、減</p>
---	--	---

		<p>免該当車の取得価額から当該減免該当車と型式、乗車定員、仕様等が同一又は類似の3輪以上の軽自動車で構造変更していないものの取得価額を控除して得た額によっても差し支えないものとする。</p>
--	--	--

<p>専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた3輪以上の軽自動車の取得</p>		<p>減免該当車の取得価額のうち、身体障害者が運転するための構造変更に必要な金額に、当該減免該当車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額</p> <p>なお、「身体障害者が運転するための構造変更に必要な金額」については、減免該当車の取得価額のうち、車椅子の固定装置又は運転装置等の特別仕様又は構造変更に必要な金額をそれぞれ算出するものであるが、減免該当車の取得価額から当該減免該当車と型式、乗車定員、仕様等が同一又は類似の3輪以上の軽自動車で構造変更していないものの取得価額を控除して得た額によっても差し支えないものとする。</p>
---	--	---

<p>医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の3輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得</p>	<p>「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の開設者」とは、昭和26年8月22日厚生省告示第167号によって指定された次のものをいう。</p> <p>(1) 社会福祉法人恩賜財団済生会</p> <p>(2) 社会福祉法人北海道社会事業協会</p> <p>(3) 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会</p> <p>(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会</p>	<p>減免該当車に係る環境性能割の全額</p>
--	--	-------------------------

（提出書類）

第8条 第2条から第6条までのいずれかの規定によって減免を受けようとする者は、減免申請書（様式第1号）、法人市民税減免申請書（様式第2号）、固定資産税・都市計画税減免申請書（様式第3号）又は軽自動車税減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、これらの様式によることのできない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 第2条第1項第6号の規定によって市民税の減免を受けようとする者については、その者に係る条例第36条の2の申告書又は給与支払報告書の提出が納税通知書が送達される時までであった場合においては、前項の規定にかかわらず、同号の市民税の減免申請書の提出があったものとみなす。
- 3 第2条から第6条までのいずれかの規定による減免は、納期限までに既に納付された税額については対象としない。ただし、特別徴収義務者や預金口座振替取扱金融機関に起因する特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 4 第3条及び第4条のいずれかの規定によって減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに固定資産税・都市計画税減免事由消滅申告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（調査結果の通知）

第9条 前条の申請に対する調査結果の通知は、減免決定通知書（様式第6号）、法人市民税減免決定通知書（様式第7号）、固定資産税・都市計画税減免決定通知書（様式第8号）又は軽自動車税減免決定通知書（様式第9号）による。

- 2 第8条第2項の規定によって、市民税の減免申請書の提出があったものとみなされた場合においては、前項の規定にかかわらず、調査結果の通知を省略することができる。

（その他）

第10条 市長は、この規則に定めるもののほか、特に必要があると認めるものに対しては、市税を減免することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日からは、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する適用する。

別表第1（第6条関係）

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級

音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由	1級及び2級	
下肢不自由	1級から6級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級、3級及び4級	
腎臓機能障害	1級、3級及び4級	
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級	
小腸の機能障害	1級、3級及び4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級	
肝臓の機能障害	1級から4級までの各級	

（注） 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の障害の級別が7級に該当し、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている者については、下肢不自由又は移動機能障害の障害の等級を6級とする。

別表第2（第6条関係）

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第4項症までの各項症

下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

様式第1号(第8条関係)

年度 減免申請書

年 月 日

長久手市長 殿

納税義務者 住 所又は所在地
氏 名又は名称 印
個人番号又は法人番号
電話番号

申 請 者 住 所又は所在地
氏 名又は名称 印
個人番号又法人番号
電話番号

長久手市税条例第 条の規定により
減免申請理由

税の減免を受けたいので次のとおり申請します。

納 期	1 期	2 期	3 期	4 期	随 時	
税 額	円	円	円	円	円	円
納 期						
税 額	円	円	円	円	円	円

理由を証する証明書等を添付してください。

様式第2号(第8条関係)

法人市民税減免申請書

年 月 日

長久手市長 殿

所在地
法人名
代表者氏名
法人番号

印

長久手市税条例第51条の規定により法人市民税の減免を受けたいので次のとおり申請します。

年度	期(月)別	納期限	税 額
	年 月 日～ 年 月 日 確定分	年 月 日	円
申請の理由			
備 考			

納期限日までに申告書に添付して提出してください。

収益事業を行っていないことを示す書類(収支計算書等)を添付してください。

様式第3号(第8条関係)

年度 固定資産税・都市計画税減免申請書

年 月 日

長久手市長 殿

納税義務者 住所又は所在地

氏名又は名称 印

個人番号又は法人番号

電話番号

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称 印

個人番号又は法人番号

電話番号

長久手市税条例第71条第3項及び長久手市都市計画税条例第6条の規定により固定資産税・都市計画税の減免を受けたいので次のとおり申請します。

土地	所在地番		地目		地積 (m ²)		課税標準額 (円)	
家屋	所在地番		家屋番号	種類	構造	床面積 (m ²)		課税標準額 (円)
償却資産	所在地番		種類		数量		課税標準額 (円)	

減免を受けようとする理由 (災害による場合は損害の状況も記載してください。)

減免の理由を証する証明書等を添付してください。

様式第4号(第8条関係)

年度軽自動車税減免申請書

年 月 日

長久手市長 殿

長久手市税条例第 条の規定により軽自動車税の減免を受けたいので次のとおり申請します。

納税 義務者	住所又は 所在地	
	氏名又は名称	印
	個人番号又は 法人番号	
	電 話	
使用者	住所又は 所在地	
	氏名又は名称	
車両番号又は 標識番号		
種別・用途		軽四輪（乗用・貨物用）・その他（ ）
形 状		箱型・バン・その他（ ）
主たる定置場		
使用目的		
減免を受けよう とする税額		
理 由		第89条1項・第90条1項1号・第90条1項2号

理由を証する証明書等を添付してください。

様式第5号(第8条関係)

固定資産税・都市計画税減免事由消滅申告書

年 月 日

長久手市長 殿

納税義務者 住所又は所在地

氏名又は名称

印

個人番号又は法人番号

電話番号

申告者 住所又は所在地

氏名又は名称

印

個人番号又は法人番号

電話番号

固定資産税・都市計画税の減免事由が消滅したので次のとおり申告します。

土地	所在地番	地目			地積(m ²)	
家屋	所在地番	家屋番号	種類	構造	床面積(m ²)	
償却資産	所在地番	種類			数量	

減免事由の消滅年月日	年 月 日
減免事由の消滅事由	

様式第6号(第9条関係)

年度 減免決定通知書

年 月 日

様

長久手市長

印

年 月 日付で申請のありました 税減免申請について、下記
のとおり 承認 します。
棄却

記

納税義務者 住 所又は所在地

氏 名又は名称

申 請 者 住 所又は所在地

氏 名又は名称

納 期	1 期	2 期	3 期	4 期	随 時	減 免 決 定 税 額
減免決定前 税 額	円	円	円	円	円	
減 免 額	円	円	円	円		円
納 期						
減免決定後 税 額	円	円	円	円	円	
減 免 額	円	円	円	円		

減免承認・棄却の理由

税の減免事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を報告してください。

この決定に不服がある場合には、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に長久手市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長久手市を被告として（訴訟において、長久手市を代表する者は長久手市長となります。）提起することができます。なお、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、前記の審査請求に係る裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求のあった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ない時でも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第9条関係)

法人市民税減免決定通知書				
年 月 日				
様				
長久手市長				
年 月 日付けで申請のありました法人市民税減免申請書について、下記のとおり 承認 ・ 棄却 します。				
年度	期(月)別	納期限	減免決定前 税額	減免額
	年 月 日～ 年 月 日 確定分	年 月 日	円	円
減免承認・棄却の理由				
摘 要				

法人市民税の減免事由が消滅した場合には、直ちにその旨を報告してください。

この決定に不服がある場合には、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に長久手市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長久手市を被告として(訴訟において、長久手市を代表する者は長久手市長となります。)提起することができます。なお、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、前記の審査請求に係る判決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求のあった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ない時でも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第9条関係)

年度 固定資産税・都市計画税減免決定通知書

年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付で申請のありました固定資産税・都市計画税減免申請について、

下記のとおり 承認
棄却 します。

記

納税義務者 住所又は所在地

氏名又は名称

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

	土地・家屋・償却資産に係る税額	減 免 額		差引納付額
減免決定前	円	円		円
減免決定後	円	円		円
	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
減免決定前	円	円	円	円
減免決定後	円	円	円	円
承認・棄却 の理由				

減免後の固定資産税及び都市計画税の税額については、納税通知書をもって通知します。
なお、税の減免事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を報告してください。

この決定に不服がある場合には、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に長久手市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長久手市を被告として(訴訟において、長久手市を代表する者は長久手市長となります。)提起することができます。なお、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、前記の審査請求に係る判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求のあった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ない時でも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第9条関係)

年度軽自動車税減免決定通知書

年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付で申請のありました軽自動車税減免申請について、下記
のとおり承認
棄却 します。

記

減免を受ける者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
減免する物件及び車両番号		
主たる定置場		
減免額		
減免承認・棄却の理由		

軽自動車税の減免事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を報告してください。

この決定に不服がある場合には、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に長久手市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長久手市を被告として(訴訟において、長久手市を代表する者は長久手市長となります。)提起することができます。なお、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、前記の審査請求に係る判決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求のあった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ない時でも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第9条関係)